

指定居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(八女市指定 第4072300843号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◇目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 事故発生時及び緊急時の対応方法	7
8. 虐待の防止のための措置	7
9. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人八女市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 福岡県八女市本町599番地
- (3) 電話番号 0943-23-0294
- (4) 代表者名 会長 古賀 秀木
- (5) 設立年月日 昭和48年6月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の目的 要介護の状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援を提供します。
- (3) 事業所の名称 八女社協ケアプランセンター星野
- (4) 事業所の所在地 福岡県八女市星野村10776番地14番地
- (5) 電話番号 0943-52-2171
- (6) 管理者 木下浩美
- (7) 当事業所の運営方針 要介護者等が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、提供されるサービス等が特定の種類、特定のサービス事業者に不当に偏することの無いよう、常に利用者の立場に立って公平中立に行い、関係市町村及び関係機関等との連携に努めます。
- (8) 開設年月日 平成22年2月1日
- (9) 当法人で行っている介護保険事業等

八女市社会福祉協議会

黒木支所 居宅介護支援事業 平成22年2月1日指定 八女市第4072300892号
生きがいデイサービス（行政委託事業）

上陽支所 地域密着型通所介護事業 平成28年4月1日指定 八女市第4072300645号
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号通所事業）平成30年4月1日
(1) 通所介護相当サービス 平成30年4月1日
(2) 通所サービスA 平成31年4月1日
生きがいデイサービス（行政委託事業）
配食サービス事業（行政委託事業）

立花支所 居宅介護支援事業 平成22年2月1日指定 八女市第4072300801号
訪問介護事業 平成22年2月1日指定 福岡県第4072300819号
介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス（第1号訪問事業）平成30年4月1日
通所介護事業 平成22年2月1日指定 福岡県第4072300827号
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号通所事業）平成30年4月1日
(1) 通所介護相当サービス 平成30年4月1日
(2) 通所サービスA 平成31年4月1日
居宅介護事業（障害者自立支援法）平成22年2月1日指定 福岡県第4013500170号

生活支援ヘルパー派遣事業（行政委託事業）

生きがいデイサービス（行政委託事業）

配食サービス事業（行政委託事業）

矢部支所 地域密着型通所介護事業 平成28年4月1日指定 八女市第4072300835号
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号通所事業）平成30年4月1日
(1) 通所介護相当サービス 平成30年4月1日
(2) 通所サービスA 平成31年4月1日
介護老人福祉施設ゆいのもり(特養) 平成22年2月1日指定 福岡県第4072300942号
(介護予防) 短期入所生活介護事業 平成22年2月1日指定 福岡県第4072300884号
高齢者生活管理指導短期宿泊事業（行政委託事業）
生きがいデイサービス（行政委託事業）

星野支所 居宅介護支援事業 平成22年2月1日指定 八女市第4072300843号
通所介護事業 平成22年2月1日指定 福岡県第4072300850号
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号通所事業）平成30年4月1日
(1) 通所介護相当サービス 平成30年4月1日
(2) 通所サービスA 平成31年4月1日
生きがいデイサービス（行政委託事業）
配食サービス事業（行政委託事業）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 八女市星野村・上陽町全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	通常 月曜日～金曜日 国民の休日、12月29日から翌1月3日までを除く。 ただし、必要に応じて対応します。
サービス提供時間	8時30分～17時15分 ただし、必要に応じて対応します。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者 (介護支援専門員兼務)	1名		1名	1名	事業所運営及び 職員の管理
2. 介護支援専門員	1名	1	1.1名	1名	介護サービスの 計画及び提供支援

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料金負担はありません。

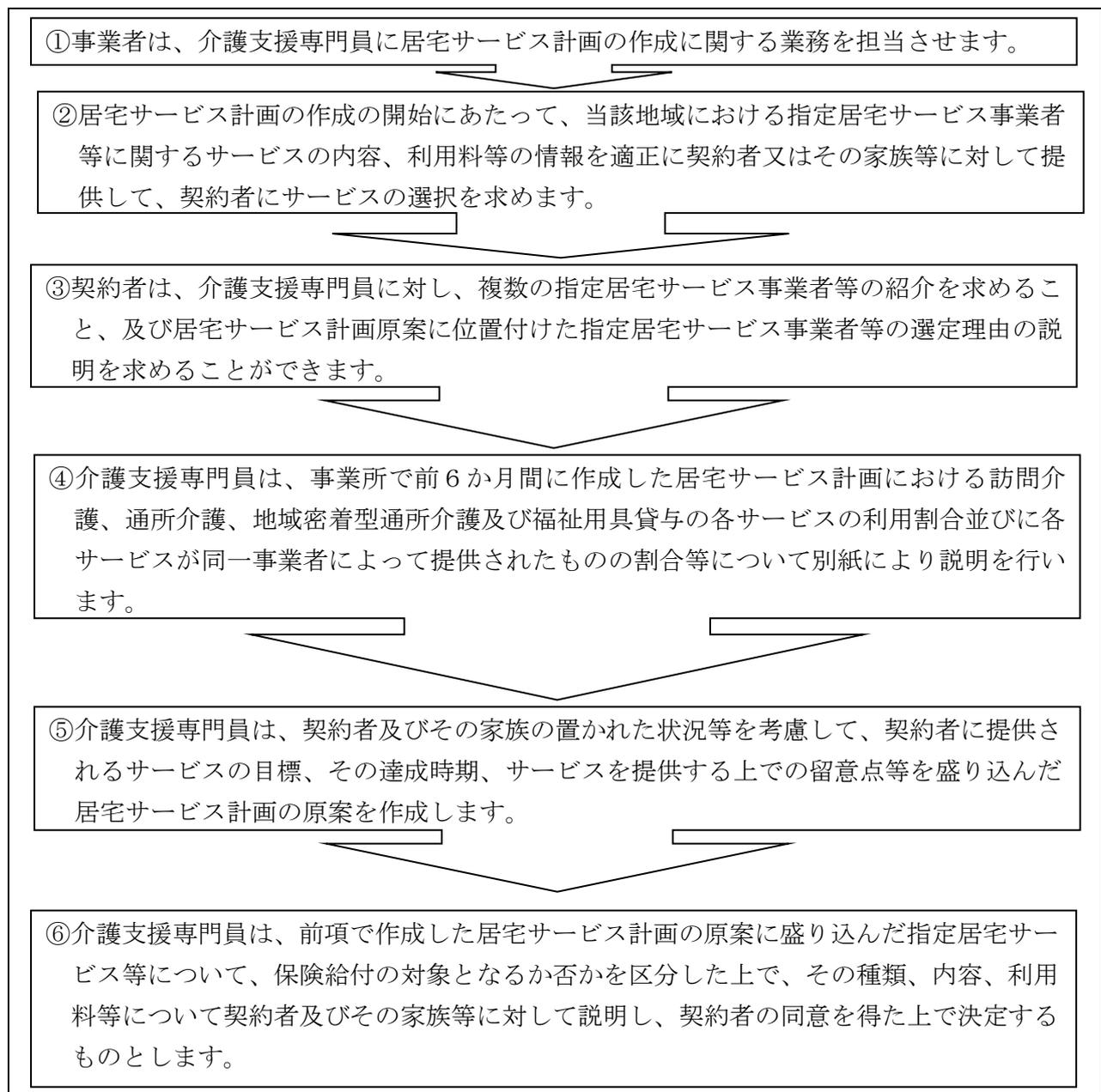
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整をします。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

(利用料金及び居宅介護支援費)

居宅介護支援費(I)	要介護1、2	12,490円	介護支援専門員1人当たりの 担当件数が1～45件
	要介護3、4、5	16,230円	

(加算)

加算	加算額	内容・回数等
初回加算	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加(I)	2,500円	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

入院時情報連携加(Ⅱ)	2,000円	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所に当たって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ)連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	
通院時情報連携加算	500円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

(2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|---|
| ア. 指定口座への振り込み
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ウ. 現金 |
|---|

(3) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

・実費 1km 40円

※交通費はサービス終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

(3) ご契約者及びその家族等の禁止行為

介護支援専門員に対する下記の行為等は、適切なケアを提供できない状況、いわゆるハラスメントにあたるものとします。

- ①職員に対する身体的暴力
- ②職員に対する精神的暴力
- ③職員に対するセクシャルハラスメント

7. 事故発生時及び緊急時の対応方法

- ①当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②当該事故の状況及び事故に際してとった措置について記録するとともに、要因を十分に検討し、原因解明を行い再発防止に努めます。
- ③事故の原因が事業者の責めに帰する場合は、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待の防止のための措置

- (1) 当事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - ①虐待の防止に関する責任者の選任
 - ②従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - ③その他虐待の防止のために必要な措置
- (2) 当事業所は、サービス提供中に、従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに保険者に通報します。

9. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 八女市社会福祉協議会 星野支所
- [責任者] 植野 まゆみ
- [担当者] 木下 浩美
- [電 話] 0 9 4 3 - 5 2 - 2 1 7 1
- [F A X] 0 9 4 3 - 5 2 - 2 2 2 1
- 受付時間 毎週 月曜日～金曜日
- 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

(2) その他苦情受付機関

<p>八女市社会福祉協議会（本所） 住所 八女市本町599 電話番号 0943-23-0294（代表） FAX 番号 0943-23-0242</p>	<p>八女市役所本庁 健康福祉部 介護長寿課 住所 八女市本町647 電話番号 0943-23-2545 FAX 番号 0943-30-1505</p>
<p>八女市社会福祉協議会黒木支所 住所 八女市黒木町桑原207 電話番号 0943-42-2131（代表） FAX 番号 0943-42-3959</p>	<p>八女市役所黒木支所 生活福祉係 住所 八女市黒木町今1314-1 電話番号 0943-42-1463 FAX 番号 0943-42-4591</p>
<p>八女市社会福祉協議会立花支所 住所 八女市立花町谷川1156 電話番号 0943-37-0036（代表） FAX 番号 0943-37-0083</p>	<p>八女市役所立花支所 市民生活福祉係 住所 八女市立花町原島95-1 電話番号 0943-23-4932 FAX 番号 0943-22-3512</p>
<p>八女市社会福祉協議会上陽支所 住所 八女市上陽町北川内123-1 電話番号 0943-54-3629（代表） FAX 番号 0943-54-3847</p>	<p>八女市役所上陽支所 市民生活福祉係 住所 八女市上陽町北川内547-1 電話番号 0943-54-2218 FAX 番号 0943-54-2809</p>
<p>八女市社会福祉協議会矢部支所 住所 八女市矢部村矢部福取田地内 電話番号 0943-47-3123（代表） FAX 番号 0943-47-3124</p>	<p>八女市役所矢部支所 市民生活福祉係 住所 八女市矢部村北矢部10528 電話番号 0943-24-9142 FAX 番号 0943-47-2855</p>
<p>八女市社会福祉協議会星野支所 住所 八女市星野村10775-14 電話番号 0943-52-3165（代表） FAX 番号 0943-52-3518</p>	<p>八女市役所星野支所 市民生活福祉係 住所 八女市星野村13102-1 電話番号 0943-52-3113 FAX 番号 0943-52-3283</p>
<p>福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課 住所 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話 092-642-7859</p>	<p>福岡県運営適正化委員会 住所 春日市原町3-1-7 電話番号 092-915-3511</p>

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

説明者

名 称 八女社協ケアプランセンター星野

介護支援専門員

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明・交付を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代 筆 有) 代筆者氏名 _____ 印 (続柄)

家 族 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ② 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後又はその職を退いた後も継続します。

2. 損害賠償について（契約書第13条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の30日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第14条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は、以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は、以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ ご契約者又はその家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発性を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合